

申告が必要な人

税制には、生活していく上で最低限、必要なお金は控除してくれる「基礎控除(38万円)」「配偶者を養っている人が受けられる「配偶者特別控除(最大38万円)」、同居の親などを養っている人が受けられる「扶養控除」などがあります。これらを総称して「所得控除」といいます。

確定申告が必要な人は、個人事業主で、平成22年中の所得の合計が、所得控除の総額を超える人です。また、会社員でも、

- ▼年収2000万円を超える人
- ▼給与所得や退職所得以外の所得が20万円を超える人
- ▼2力所以上から給与をもらっている人
- ▼会社役員などで、その会社から給与の他に貸し付け金の利子や土地などの賃借料、使用料の支払いを受けている人
- ▼も申告をしなければなりません。
- この他にも、
- ▼厚生年金や国民年金などの年金をもらっている人
- ▼土地や建物を売って譲渡所得があった人
- ▼年の途中で退職し、再就職しなかった人(年末調整を受け

なかった場合)などは申告の必要があります。

※無所得の人は申告義務はありませんが、住民税は申告する必要があります。申告しないと各種証明発行に支障をきたします。国民健康保険税の算出や児童扶養手当などの資料にもなるので、必ず申告しましょう。

申告で所得税が戻る!?

申告義務がない人でも、申告をすれば所得税の一部が戻る場合があります。

- ▼医療費控除：平成22年中に支払った医療費から、保険などで補てんされた金額を引いた金額が、所得の5割または10万円のいずれか少ない金額以上だった場合。
- ▼住宅借入金等特別控除：平成22年中に10年以上のローンを利用して住宅を新築、購入、増改築をした場合。
- ▼雑損控除：資産が災害、盗難、横領で損失が生じた場合と災害に関連した支出がある場合。

源泉徴収票を紛失した場合、再発行の上、持参してください。

掛川税務署申告会場へ

▼青色申告、譲渡申告、消費税申告、贈与税申告はJA掛川市茶業研修センター(掛川市千羽609-1)のみの受け付けです。

期間 2月16日(水)～3月15日(火)(平日のみ)

時間 9時～17時(申告書作成に時間が掛かりますので、16時までにご来場ください)

※期間中、掛川税務署では申告書提出のみ受け付けます。申告相談は実施していません。

- ▼平成22年中に住宅ローンなどを利用してマイホームを新築、購入した人で「住宅借入金等特別控除」を受ける人を対象に、確定申告書作成を指導します。

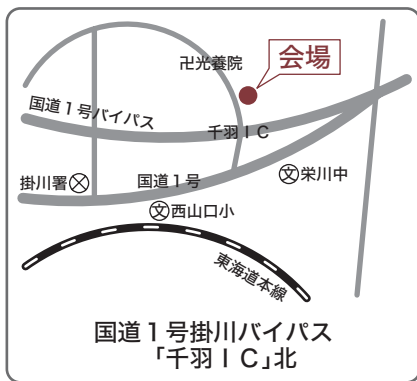
期間 2月9日(水)～2月15日(火)(平日のみ)

時間 9時～17時(12時～13時までは受け付けません)

持ち物 印鑑、平成22年分給与の源泉徴収票(給与所得者)、住民票の写し、家屋の登記事項証明書、工事請負契約書(写)、売買契約書(写)、住宅取得資金に係る借入金の年末残高証明書など

会場 JA掛川市茶業研修センター

※「住宅借入金等特別控除」の事前指導を受ける人は、事前照会先へ連絡の上、持ち物などを確認してください。



PCで申告してみよう

インターネットを利用している人は、国税庁ホームページ「確定申告書作成コーナー」から申告書をダウンロードし、作成すると便利です。

eTax(国税電子申告・納税システム)による申告もできます。利用する場合は、事前に「電子証明付きの住民基本台帳カード」と「カードリーダー」が必要となります。



申告のときはこれを持っていく

- ① 印鑑
- ② 給与・年金の源泉徴収票(原本)
- ③ 国民健康保険税の支払い金額が分かるもの
- ④ 社会保険料、国民年金保険料や生命保険料などの控除、地震・旧損害保険料控除の証明書
- ⑤ 営業・不動産・農業所得のある人は、収支内訳書(租税公課は、固定資産税課税明細書で確認してください)
- ⑥ 医療費控除を受ける人は、医療費の領収書と補てん金の分かるもの(人、病院ごとに計算したもの)
- ⑦ 雑損控除を受ける人は、損害により支出した領収書・保険などで補てんされる金額の分かるもの
- ⑧ 障害者控除を受ける人は、障害者手帳
- ⑨ 還付申告をされる人は、申告者本人名義の振込先口座番号が分かるもの